

平成21年1月

(仮称)川崎市地球温暖化対策条例制定で 検討すべき項目、構成イメージ及び第1次答 申までのスケジュールについて

**川崎市環境審議会温暖化対策特別部会事務局
川崎市環境局地球環境推進室**

1

I 他都市条例の構成

京都市地球温暖化対策条例（平成16年12月24日）

第1章 総則(目的、目標、責務、目標、年次報告など)

第2章 地球温暖化対策計画等（地球温暖化対策計画、特定事業者排出量削減指針）

第3章 本市による地球温暖化対策（市の重点施策、率先取組）

第4章 事業者及び市民による地球温暖化対策

第1節 事業者及び市民の取組（自然エネルギーの優先利用、温室効果ガスの排出の量が比較的小さい機械器具等、公共交通機関の利用、廃棄物の減量など）

第2節 特定事業者等の取組（特定事業者排出量削減計画、特定建築物排出量削減計画、特定排出機器販売者の表示義務など）

第5章 評価及び見直し

第6章 雑則

2

I 他都市条例の構成

静岡県地球温暖化防止条例（平成19年3月20日）

第1章 総則(目的、責務など)

第2章 地球温暖化対策地域推進計画等(地球温暖化対策地域推進計画、年次報告など)

第3章 事業活動に係る地球温暖化対策(温室効果ガス排出削減計画書など)

第4章 自動車通勤等に係る地球温暖化対策(自動車通勤環境配慮計画書など)

第5章 機械器具に係る地球温暖化対策(省エネルギー性能情報の表示等、新車に係る温室効果ガスの排出の量等の説明など)

第6章 建築物に係る地球温暖化対策(建築物環境配慮計画書など)

第7章 地球温暖化の防止に関する啓発等

第8章 雑則

3

II 他都市の条例を踏まえた構成イメージ

I 総則

(目的、各主体の責務、協働による施策推進など)

II 市による地球温暖化対策

(計画的な地球温暖化対策の推進など)

III 事業活動に関する地球温暖化対策

(計画書・報告書制度など)

IV 再生可能エネルギーの利用等による地球温暖化対策

(再生可能エネルギー導入検討の義務付け)

V エネルギー供給事業者の協力

(エネルギー供給事業者による情報提供)

VI 施策の基本的事項

(循環型社会の形成、公共交通機関の利便向上、緑地保全など)

VII 推進組織

(地球温暖化対策地域協議会、地球温暖化防止活動推進センター、推進員など)

4

Ⅱ スケジュール(予定)

	審議会	
H20.10	10/9 審議会 諮問 11/13 部会	・本市の状況 ・基本的考え方
H21.1	1/23 部会 2/19 部会 3/19 部会	・事業活動に関する地球温暖化対策 ・エネルギー供給事業者の協力 ・市による地球温暖化対策 など ・再生可能エネルギーの利用等による地球温暖化対策 ・推進組織 など ・施策の基本的事項 など ・第1次答申(案)
H21.4	4/17 部会 4月 審議会 第1次答申	・第1次答申(案)

条例の検討